

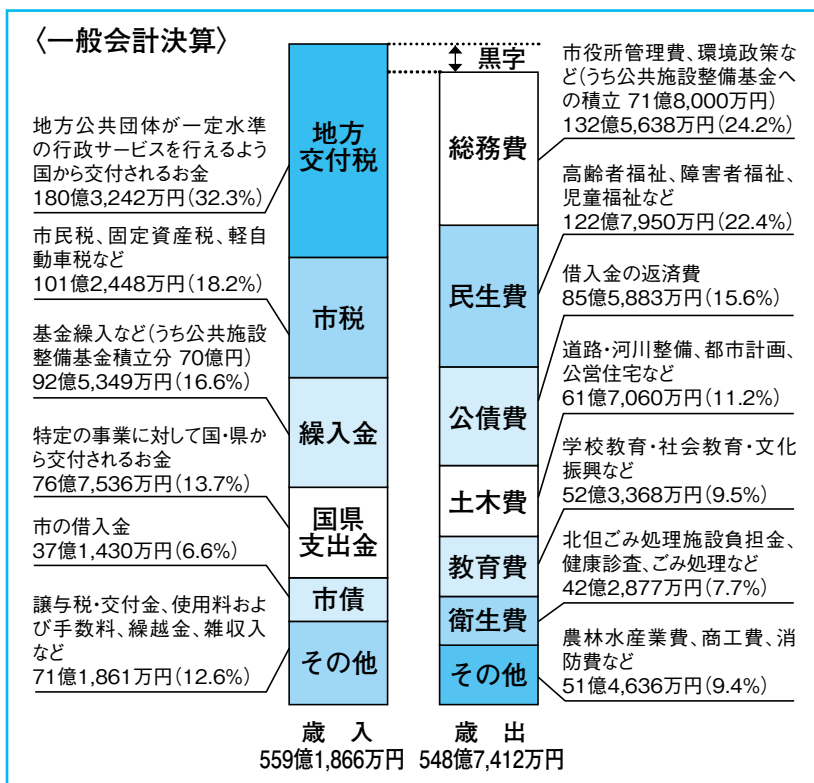
平成 29 年度決算のあらまし 一般会計の実質収支は 8 億円



平成29年度決算は、一般会計と特別会計、企業会計を合わせた総額で、歳入(収入)が863億円、歳出(支出)が836億円でした。

また、市の全ての会計を合わせた市債(借入金)残高は1,179億円、対前年度比62億円の減になり、市民1人当たり142万7千円、対前年度比5万8千円の減になりました。

《問合せ》財政課 ☎21-9014



一般会計の決算

一般会計の決算は、歳入が559億円、歳出が549億円でした。歳入には、平成30年度への繰越し事業の財源2億円が含まれているため、これを差し引き、実質収支は8億円となりました。

歳入では、地方交付税が最も多く180億円でした。次に市税が101億円、繰入金12万3千円でした。

また、市民1人当たりの歳入額は66万4千円、納税額は12万3千円でした。

一般会計の市債残高は、金が93億円、国県支出金が77億円と続きます。

歳出では、総務費が最も多く133億円でした。次いで民生費が123億円、公債費が86億円、土木費が62億円と続きます。

〈会計別決算額一覧〉

区分	歳入	歳出	歳入歳出差引
一般会計	559億1,866万円	548億7,412万円	10億4,454万円
特別会計	218億9,719万円	210億6,847万円	8億2,872万円
国民健康保険事業(事業勘定)	109億9,179万円	105億1,684万円	4億7,495万円
国民健康保険事業(直診勘定)	9,277万円	8,572万円	705万円
後期高齢者医療事業	11億4,016万円	11億1,460万円	2,556万円
介護保険事業	92億3,900万円	89億7,591万円	2億6,309万円
診療所事業	2億7,638万円	2億5,371万円	2,267万円
霊苑事業	3,655万円	969万円	2,686万円
管理会財産区	237万円	8万円	229万円
太陽光発電事業	1億1,817万円	1億1,192万円	625万円
企業会計	84億5,181万円	76億3,563万円	8億1,618万円
水道事業	23億7,696万円	21億3,169万円	2億4,527万円
下水道事業	59億766万円	53億3,780万円	5億6,986万円
農業共済事業	1億6,719万円	1億6,614万円	105万円
合計	862億6,766万円	835億7,822万円	26億8,944万円

574億円、対前年度比43億円の減になり、市民1人当たり69万5千円、対前年度比4万4千円の減となりました。

公営企業会計の決算

▼水道事業
給水戸数約3万3千戸、給水人口約8万3千人で、普及率はほぼ100%です。決算額は2.5億円の黒字となりました。

▼農業共済事業
105万円の黒字となりました。共済金の支払額は、総額4947万円でした。

▼下水道事業
普及率約99%、水洗化済戸数約3万戸、人口約7万7千人で、水洗化率は約94%に向上しました。決算は5.7億円の黒字となりました。

国民健康保険に加入の皆さんへ

12月1日からは新しい保険証になります

保険証を更新します

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、11月30日(金)です。新しい保険証(藤色)を、11月下旬に、特定記録郵便で世帯主宛てに送付します。保険証に記載している住所・氏名・生年月日などを確認するとともに、国民健康保険(国保)に加入している世帯員全員分の保険証があるか確認し、大切に保管してください。

なお、国保税を滞納している方には、窓口で交付します。

新保険証は

12月1日から使用できます

12月1日(土)以降、病院などの医療機関で診察を受ける場合は、新しい保険証を提示してください。

有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成31年11月30日(土)ですが、下表の方は有効期限が異なります。

	対象者	有効期限
1	退職被保険者および退職被扶養者で平成31年11月30日までに65歳になる方 ^(※1)	65歳の誕生月の月末(1日生まれの場合は前月末)
2	平成31年11月30日までに75歳になる方 ^(※2)	満75歳の誕生日の前日
3	平成31年11月30日までに在留期間の満了日を迎える外国籍の方	在留期間の満了日

※1 退職被保険者が65歳到達により月末で有効期限が切れる場合には、退職被扶養者が65歳未満であっても、有効期限は退職被保険者と同じになります。

※2 誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい被保険者証を使用してください。

「臓器提供の

意思表示」ができます

保険証の裏面に、臓器提供の意思表示欄を設けています。必要事項を記入することで意思表示ができます。

なお、記入の有無で、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

届け出が必要です

左表の場合、14日以内に届け出が必要です。

《届け出が必要な場合》

国保に加入する場合	必要なもの
豊岡市に転入してきたとき	・印鑑
職場の健康保険をやめたとき、扶養家族でなくなったとき	・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書・印鑑
子どもが生まれたとき	・印鑑

国保をやめる場合	必要なもの
他の市区町村に転出するとき	・保険証(国保加入者全員分) ・印鑑
職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	・国保の保険証と職場の健康保険証または加入を証明するもの(職場の健康保険加入者全員分) ・印鑑
生活保護を受け始めたとき	・保護開始決定通知書・印鑑 ・保険証(国保加入者全員分)
出国するとき ※1年以上海外に居住する場合は、転出届をしてください。転出届をしなくても1年以上海外に居住すれば、その間の国保資格を喪失することがあります。	・保険証・印鑑 ・出国日が分かるもの(航空券など)

保険証の差替えが必要となる場合	必要なもの
豊岡市内で住所、氏名、世帯主等が変わったとき	・保険証(国保加入者全員分) ・印鑑
修学のため、別に住所を定めるとき	・保険証・印鑑 ・在学証明書または学生証
施設(特別養護老人ホームなど)に入所するため、別に住所を定めるとき	・保険証・印鑑 ・入所証明書
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	・印鑑

【共通】いずれの届け出にも、本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど)を持参してください。また、外国籍の方は、在留カードを持参してください。

【注意点】

○国保に加入する場合

加入届が遅れると、国保税をさかのぼって納めていただく他、その間の医療費が全額自己負担になります。

○国保をやめる場合

職場の健康保険等に加入の場合、国保資格喪失の届け出が必要です。届け出が遅れると、健康保

険料の二重払いになります。

また、資格喪失後に国保の保険証で受診すると、本来職場の健康保険等が負担すべき医療費(7〜9割分)を国保に返還することになります。

《問合せ》市民課

☎21-9061または各振興局市民福祉課

